

第6期 雲南市農業委員会第31回総会議事録

1. 日 時 令和2年1月23日(木) 13:30~14:55

2. 場 所 市役所3階・301会議室

3. 出席委員(17名)

1番 錦織 邦男	2番 高田 耕	3番 竹内 勉	5番 神田 邦昭
6番 小山 益男	7番 山本 裕子	8番 吉廣 丈晴	9番 佐藤 博子
10番 三原 治雄	11番 吾郷 正司	13番 橋本 博	14番 三島 輝昭
15番 柳原 昌広	16番 嘉本 輝雄	17番 山本 博子	18番 内部 武雄
19番 加藤 一郎			

4. 欠席委員(2名)

4番 奥田 武 12番 高橋美佐子

5. 事務局又は説明者 統括監 日野 誠 事務局長 奥井健次 統括主幹 白築 香
主 幹 土江慶彦 主 幹 錦織研吾
国土調査課 金山、原、原田

6. 議事日程

日程第1 議事録署名委員の指名

日程第2 諸報告

日程第3 議案の上程

- ・議第205号 農地法第2条の規定による非農地証明申請に対する承認について
- ・議第206号 農地法第2条の規定による非農地通知に対する承認について
- ・議第207号 農地法第3条の規定による許可申請について
- ・議第208号 農地法第3条第2項第5号の規定による農地取得「下限面積(別段の面積)」の設定について
- ・議第209号 農地法第4条の規定による許可申請について
- ・議第210号 農地法第5条の規定による許可申請について
- ・議第211号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について
- ・議第212号 地籍調査による登記簿上の地目が農地である土地の地目認定に対する意見具申について
- ・議第213号 雲南市農業委員会の委員の選任に関する規則の一部を改正する規則について
- ・議第214号 雲南市農業委員会の農地利用最適化推進委員の選任に関する規則の一部を改正する規則について
- ・議第215号 農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議(案)について

7. 傍 聴 1名

8. 議 事

発信者	議 事 録 要 旨
事務局	それでは、時間が参りましたので、委員の皆様、ご起立ください。 一同ご礼。ご着席ください。それでは、会長に議長をお願いいたします。
議 長	(会長、新年冒頭のあいさつ) ただ今の出席委員は、17名であります。 定足数に達しておりますので、雲南市農業委員会第31回総会を開会いたします。 本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布したとおりであります。
議 長	日程第1. 議事録署名委員の指名を行ないます。 議事録署名委員は、会議規則第13条の規定により、7番山本裕子委員、8番吉廣丈晴委員を指名いたします。
議 長 事務局	日程第2. 諸報告を行ないます。事務局より説明を求めます。 【諸届及び会務等について事務局より報告並びに説明】 ・会長専決処分の報告（県常設審議委員会諮問案件）について ・農地法第4条第1項第8号（施行規則第29条第1号）届出書（農業用施設用地転用届）の受理について ・合意解約届出（農地法第18条第6項通知）の受理について ・農地等返還通知（使用貸借解約）の受理について ・田畑転換届出の受理について ・農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について ・会議等の報告事項について ・会議等の予定について
議 長	以上で諸報告を終わります。それでは、諸報告について質問等がありましたら、挙手の上発言をお願いします。なお発言をされる委員は、最初に議席番号とお名前を告げられてからお願いいたします。質問はございませんか。 (無しの声あり)
議 長	無いようですので、以上で諸報告を終わります。
議 長	日程第3. 議案の上程を行ないます。それでは最初に、議第205号農地法第2条の規定による非農地証明申請に対する承認についてを議題とします。事務局より説明を求めます。
事務局	議案書11ページ、議第205号農地法第2条の規定による非農地証明申請に対する承認についてを説明します。12ページをご覧ください。図面については最初のページから掲載しています。 申請番号1番、〇〇町〇〇△△-△、地目は登記簿畑、現況荒廃農地で面積は458㎡、権利の種別は非農地証明で、所有者は〇〇町〇〇の□□□□さん、非農地の事由は、申請

発信者	議 事 録 要 旨
事務局	<p>地は日当たりが悪く不便なため、相当以前より耕作しておらず雑木・灌木類が生育し山林原野化してしまいました。ということです。令和2年1月6日に現地調査を行っており、確認委員は〇〇推進委員さんです。</p> <p>非農地証明の対象となる農地についてですが、今回のこの土地は、耕作不適などやむを得ない事情によって長期間耕作放棄し、自然改廃した農地で、農地への復旧が困難な土地であるため、非農地証明して問題ないと考えます。</p> <p>以上、報告いたします。ご審議についてよろしくお願ひします。</p>
議 長	<p>ただ今、事務局より説明がありましたが、確認委員で補足説明があれば、お願ひします。 (確認委員、補足説明なし)</p>
議 長	<p>無いようですので、ただ今、事務局から説明をいたしました。質疑はございませんか。 (無しの声あり)</p>
議 長	<p>質疑を終わります。次に討論を行います。討論はございませんか。 (無しの声あり)</p>
議 長	<p>討論を終わります。お諮りいたします。議第205号農地法第2条の規定による非農地証明申請に対する承認については、申請のとおり承認することにご異議ございませんか。 (無しの声あり)</p>
議 長	<p>異議なしと認めます。よって、議第205号農地法第2条の規定による非農地証明申請に対する承認については、申請のとおり承認することに決定いたしました。</p>
議 長	<p>次に、議第206号農地法第2条の規定による非農地通知に対する承認についてを議題とします。事務局より説明を求めます。</p>
事務局	<p>議案書13ページ、議第206号農地法第2条の規定による非農地通知に対する承認についてを説明します。14ページをご覧ください。図面については5ページから掲載しています。</p> <p>今回非農地通知に係る調査を実施した地区は、〇〇町〇〇地区、〇〇町〇〇地区です。</p> <p>番号1番、〇〇町〇〇地区については、地目は田1筆、関係者は1名で面積は340㎡です。令和2年1月7日に現地調査を行っており、確認委員は〇〇推進委員さんです。</p> <p>番号2番～22番、〇〇町〇〇地区については、地目は田18筆、畑1筆、山林2筆の合計21筆、関係者は8名で合計面積は16,613.44㎡です。令和元年12月13日に現地調査を行っており、確認委員は〇〇委員さんです。</p> <p>すべての地区の合計は、地目が田19筆、畑1筆、山林2筆の合計22筆、関係者は9名で合計面積は16,953.44㎡です。</p> <p>非農地判断の対象となる農地についてですが、今回のこの土地は、耕作不適などやむを得ない事情によって長期間耕作放棄し自然改廃した農地で、農地への復旧が困難な土地であるため、非農地として判断して問題ないと考えます。</p> <p>以上、報告いたします。ご審議についてよろしくお願ひします。</p>
議 長	<p>ただ今、事務局より説明がありましたが、確認委員で補足説明があれば、お願ひします。 (確認委員、補足説明なし)</p>
議 長	<p>ただ今、事務局から説明をいたしました。質疑はございませんか。 (無しの声あり)</p>

発信者	議 事 録 要 旨
議 長	<p>質疑を終わります。次に討論を行います。討論はございませんか。 (無しの声あり)</p>
議 長	<p>討論を終わります。お諮りいたします。議第206号農地法第2条の規定による非農地通知に対する承認については、承認することにご異議ございませんか。 (無しの声あり)</p>
議 長	<p>異議なしと認めます。よって、議第206号農地法第2条の規定による非農地通知に対する承認については、承認することに決定いたしました。</p>
議 長	<p>次に、議第207号農地法第3条の規定による許可申請についてを議題とします。事務局より説明を求めます。</p>
事務局	<p>議案書16ページ、議第207号農地法第3条の規定による許可申請についてを説明します。4件の申請が出ております。</p> <p>議案書17ページをご覧ください。図面資料は13ページからとなります。</p> <p>申請番号1番。〇〇町〇〇△△-△外2筆。地目は登記簿・現況ともに田で合計面積は3,992㎡です。</p> <p>権利の種別は3条の有償移転で、譲渡人は〇〇町〇〇の□□□□さんです。</p> <p>申請事由は、高齢になり耕作が困難になったため。次世代も市外居住であるため耕作が困難のため。ということです。</p> <p>譲受人は、〇〇町〇〇の△△△△さん。申請事由は、申請地を譲り受け、農業経営を拡大する。ということです。</p> <p>土地代は10アール当たり250,000円。確認は〇〇推進委員さんです。</p> <p>申請番号2番。〇〇町〇〇△△-△外9筆。地目は登記簿・現況ともに田が4筆。登記簿・現況ともに畑が4筆。登記簿田、現況原野が1筆、登記簿畑、現況原野が1筆で合計面積は8,080.2㎡です。</p> <p>権利の種別は3条の有償移転で、譲渡人は〇〇市〇〇町の□□□□さんと〇〇市〇〇町の□□□□さんです。</p> <p>申請事由はともに、遠方に居住しており、耕作が困難なため。ということです。</p> <p>譲受人は、〇〇市〇〇町の△△△△さん。申請事由は、申請地を譲り受け、農業経営を拡大する。ということです。空き家を合わせて購入され雲南市に転入される予定です。</p> <p>土地代は10アール当たり60,000円。確認は〇〇委員さんです。</p> <p>申請番号3番。〇〇町〇〇△△-△。地目は登記簿・現況ともに畑で面積は185㎡です。</p> <p>権利の種別は3条の有償移転で、譲渡人は〇〇市〇〇町の□□□□さんです。</p> <p>申請事由は、遠方に居住しており管理ができない為。ということです。</p> <p>譲受人は、〇〇町〇〇の△△△△さん。申請事由は、農地付空家制度を利用する為。ということです。</p> <p>土地代は家屋その他不動産を一括購入のため不明。確認は〇〇推進委員さんです。</p> <p>申請番号4番。〇〇町〇〇△△-△外7筆。地目は登記簿・現況ともに田が5筆、登記簿・現況ともに畑が3筆で、合計面積は4,994㎡です。</p> <p>権利の種別は3条の有償移転で、譲渡人は〇〇町〇〇の□□□□さんです。</p> <p>申請事由は、遠方に住んでおり譲渡したい。ということです。</p>

発信者	議 事 録 要 旨
事務局	<p>譲受人は、〇〇郡〇〇町の△△△△さん△△さん。申請事由は、申請地を譲り受け、農業経営を拡大する。ということです。</p> <p>土地代は家屋その他不動産を一括購入のため不明。確認は〇〇委員さんです。</p> <p>以上について、周辺地域の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障が生ずる恐れはなく、譲受人の経営農地は全て耕作されており機械の保有、農作業の従事状況等からみて全ての農地について効率的に利用できるもの。と見込まれ、下限面積要件も満たしています。したがって、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。</p> <p>以上について、ご審議よろしくお願ひします。</p>
議 長	<p>ただ今、事務局より説明がありました。確認委員で補足説明があれば、説明をお願いします</p>
9 番	<p>はい。</p>
議 長	<p>はいどうぞ。</p>
9 番	<p>9番〇〇です。申請番号3番につきまして、農地付空家制度を利用するという事で、聞き取り調査を〇〇推進委員さんの方でやっていただいております。その報告をいたします。△△さんにつきましては、現在〇〇〇〇付近の賃貸住宅に居住しておられます。奥さんが家庭菜園をしたいということから、今回、農地付空家制度を希望されたものでございます。野菜を年中栽培したいということで、実家は農家ということで、わからないことがあれば相談をしながらやりたいということです。△△さんはお子さんご夫婦と4人家族ということで、定住をする考えで自治会の方にも加入してやっていきたいということでございます。以上報告いたします。よろしくお願ひします。</p>
議 長	<p>他に補足説明はございませんか。</p>
1 5 番	<p>はい。</p>
議 長	<p>はいどうぞ。</p>
1 5 番	<p>15番〇〇です。申請番号4番の申請ですが、△△さん夫妻ですが、〇〇町の〇〇の方からこの□□さんのお宅・農地を購入されます。1月16日に事務局の〇〇さんと△△さんご夫妻と市の暮らし推進課の職員の方と顔合わせをさせていただきました。丁度今度来られる地域で、私が営農していた農地の利用権の解除をさせていただいて、空き農地が出ますので紹介をさせていただいたりしたところではありますが、奥さんの方が大変農業に意欲をもっておられて、是非とも借りて農業の方をしたいということでありました。そういうご夫妻であります。どうぞよろしくお願ひいたします。</p>
議 長	<p>他に補足説明はございませんか。</p>
	<p>(無しの声あり)</p>
議 長	<p>無いようですので、ただ今、事務局並びに確認委員から説明をいたしました。質疑はございませんか。</p>
	<p>(無しの声あり)</p>
議 長	<p>無いようですので、質疑を終わります。次に討論を行います。討論はございませんか。</p>
	<p>(無しの声あり)</p>
議 長	<p>討論を終わります。お諮りいたします。議第207号農地法第3条の規定による許可申請については、申請のとおり許可することにご異議ございませんか。</p>

発信者	議 事 録 要 旨
議 長	<p>(無しの声あり)</p> <p>異議なしと認めます。よって、議第207号農地法第3条の規定による許可申請については、申請のとおり許可することに決定いたしました。</p>
議 長 事務局	<p>次に、議第208号農地法第3条第2項第5号の規定による農地取得下限面積別段の面積の設定についてを議題とします。事務局より説明を求めます。</p> <p>議案書20ページ、議第208号農地法第3条第2項第5号の規定による農地取得下限面積別段の面積の設定について。を説明します。</p> <p>議案書21ページ、図面資料は28ページからとなります。</p> <p>議案上程の理由は、空き家付き農地について指定追加及び指定解除の事案が発生したため、令和元年11月19日総会で審議し告示した内容を変更するためです。</p> <p>議案書21ページの別表2をご覧ください。</p> <p>指定追加によるものが太文字下線表示となる6筆、指定解除によるものが見え消し1筆となります。指定追加に係る農地は図面資料29ページから33ページをご覧ください。</p> <p>これにより、空き家付き農地は変更前の8物件25筆から8物件30筆に変更となります。なお、変更後の下限面積及び別段面積の告示日については、本日を予定しております。以上について、ご審議よろしく願います。</p>
議 長	<p>ただ今、事務局から説明をいたしました。質疑はございませんか。</p> <p>(無しの声あり)</p>
議 長	<p>無いようですので、質疑を終わります。次に討論を行います。討論はございませんか。</p> <p>(無しの声あり)</p>
議 長	<p>討論を終わります。お諮りいたします。議第208号農地法第3条第2項第5号の規定による農地取得下限面積別段の面積の設定については、提案のとおり決定することにご異議ございませんか。</p> <p>(無しの声あり)</p>
議 長	<p>異議なしと認めます。よって、議第208号農地法第3条第2項第5号の規定による農地取得下限面積別段の面積の設定については、提案のとおり決定いたしました。</p>
議 長 事務局	<p>次に、議第209号農地法第4条の規定による許可申請についてを議題とします。事務局より説明を求めます。</p> <p>議案書22ページ、議第209号農地法第4条の規定による許可申請について提出のあった案件について説明をいたします。23ページをご覧ください。</p> <p>図面は、35ページから掲載していますので一緒にご覧ください。</p> <p>申請番号1番、〇〇町〇〇△△-△外1筆。地目はいずれも登記簿畑、現況は宅地で、申請面積は合計288㎡です。申請人は、〇〇町〇〇の□□□□さん、転用目的は居宅、物置、車庫で居宅1棟と物置1棟と車庫1棟を建築されます。</p> <p>転用理由は、住宅が狭いため離れを建築したい。また物置・車庫も不足しているので申請地に建築したい。とのこと。です。</p> <p>始末書が提出されており、農地法の認識不足から平成11年頃に当該申請地に住居を増設してしまった。とのこと。です。</p>

発信者	議 事 録 要 旨
事務局	<p>農用地区域外で、確認は〇〇委員さんです。</p> <p>農地区分は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地である。ことから、第2種農地と判断致しました。</p> <p>許可条項は、法第4条第6項第2号に規定する、申請に係る農地に代えて周辺の土地を供することにより転用目的を達成することができない場合の代替性なしに該当すると考えます。以上報告いたします。ご審議についてよろしくお願ひします。</p>
議 長	<p>ただ今、事務局より説明がありましたが、確認委員で補足説明があれば、説明をお願いします。</p>
15番	<p>はい。</p>
議 長	<p>はいどうぞ。</p>
15番	<p>15番〇〇です。ただ今の申請であります。始末書が出ております。</p> <p>雲南市農業委員会会長〇〇様あてで、始末書が出ております。</p> <p>〇〇市〇〇町〇〇△△-△、□□□□。この度、農地法第4条の許可申請をするにあたり、〇〇市〇〇町〇〇△△-△外1筆の土地は畑でありましたが、平成11年頃から住居が狭くなり、住宅として利用してきました。本来なら農地法の許可を得て利用すべきところ、農地法の認識不足から事前着工をしておりました。今後は、農地法他関係法令を遵守し再びかかる不祥事をいたさぬよう十分注意し、万全の管理で臨むことを固くお誓ひいたします。</p> <p>この申請であります。さきほど3条の番号4番の方で出ておりました、□□□□さん△△さんの3条の有償移転の申請で、□□さんの方が資産処分をするにあたって、いろいろ調べていたらわかったという申請でございます。以上、よろしくお願ひ申し上げます。</p>
議 長	<p>ただ今、事務局並びに確認委員から説明をいたしました。質疑はございませんか。</p> <p>(無しの声あり)</p>
議 長	<p>無いようですので、質疑を終わります。次に討論を行います。討論はございませんか。</p> <p>(無しの声あり)</p>
議 長	<p>討論を終わります。お諮りいたします。議第209号農地法第4条の規定による許可申請については、島根県農業会議 常設審議委員会からの意見聴取が不要の案件です。申請のとおり許可することにご異議ございませんか。</p> <p>(無しの声あり)</p>
議 長	<p>異議なしと認めます。よって、議第209号農地法第4条の規定による許可申請については、申請のとおり許可することに決定いたしました。</p>
議 長	<p>次に、議第210号農地法第5条の規定による許可申請についてを議題とします。事務局より説明を求めます。</p>
事務局	<p>議案書24ページ、議第210号農地法第5条の規定による許可申請についてを説明します。1件の申請が出ております。</p> <p>議案書25ページをご覧ください。図面資料は42ページからとなります。</p> <p>申請番号1番。〇〇町〇〇△△-△。地目は登記簿・現況ともに畑で面積は104㎡です。権利の種別は所有権移転で、譲渡人は〇〇町〇〇の□□□□さん、譲受人は〇〇町〇〇の△△△△さんです。</p> <p>転用目的は、公共事業用地で大型水路及び維持管理用ヒラバ設置、法面施工を実施され</p>

発信者	議 事 録 要 旨
事務局	<p>ます。転用事由は、木材集積土場飯石ストックヤードの調整池からの排水路として既存水路を大型水路へ改修し、かつ当該水路の管理用地とするため。ということです。</p> <p>土地代は10アール当たり130,000円。確認は〇〇委員さんです。</p> <p>令和元年12月2日に農用地区域からの除外の事前了承となり、農地区分は、土地改良事業等の農業に対する公共投資の対象となった農地であることから、第1種農地と判断いたしました。許可条項は、規則第33条第4号に規定する、住宅その他申請にかかる土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるものに該当する場合の集落接続と考えます。</p> <p>なお、本件は、島根県農業会議設置の常設審議委員会諮問案件であること、農用地区域の除外が事前了承されたことにとどまるため許可相当とし、常設審議委員会での許可妥当及び農用地区域の除外の決定後に会長専決により許可となります。</p> <p>以上について、ご審議よろしくお願ひします。</p>
議 長	<p>ただ今、事務局より説明がありましたが、確認委員で補足説明があれば、お願ひします。 (確認委員、補足説明なし)</p>
議 長 18番	<p>無いようですので、ただ今、事務局から説明をいたしました。質疑はございませんか。</p>
議 長	<p>はい。</p>
議 長 18番	<p>はいどうぞ。</p> <p>18番〇〇です。このストックヤードができるということは非常にいいことですが、これを出されたということは、公共用地となっているけれども、土地そのものではないに、それを取り巻く水路だけの申請ですか。</p>
事務局	<p>今回の転用個所につきましては、水路用地とそれを管理するためのヒラバ。法面施工とって法面への吹き付けを施工して管理し易くすることとするところです。</p> <p>調整池を設置し、水路に接続するにあたり、既存水路が小さいのでそれを大型化する場所となることです。</p>
18番	<p>近くに道路があり水路をきちっとしておかなければならないということだろうと思われ。わかりました。</p>
議 長	<p>他に質疑はございませんか。 (無しの声あり)</p>
議 長	<p>無いようですので、質疑を終わります。次に討論を行います。討論はございませんか。 (無しの声あり)</p>
議 長	<p>討論を終わります。お諮りいたします。議第210号農地法第5条の規定による許可申請については、島根県農業会議常設審議委員会からの意見聴取が必要となる案件です。また、農用地除外の事前了承に伴う申請となります。申請のとおり許可相当であると確認することにご異議ございませんか。 (無しの声あり)</p>
議 長	<p>異議なしと認めます。よって、議第210号農地法第5条の規定による許可申請について、申請のとおり許可相当であると確認することに決定いたしました。今後、島根県農業会議常設審議委員会で審議され、許可を適当と認められた場合及び農用地除外の県知事の同意が得られた場合は、会長専決により許可を決定いたします。</p>

発信者	議 事 録 要 旨
議 長 事務局	<p>次に、議第211号農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認についてを議題とします。事務局より説明を求めます。</p> <p>議案書26ページ、議第211号農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認についてを説明いたします。議案書27ページをご覧ください。</p> <p>今回は設定件数30件。内訳は〇〇町2件、〇〇町13件、〇〇町14件、〇〇町1件となります。借り受け戸数は11戸となっております。</p> <p>中間管理機構が借り受けるものは、議案書30ページの番号7番から32ページの15番までとなります。</p> <p>転貸予定先は、農事組合法人〇〇さんと農事組合法人〇〇さんとなっております。この全ての計画とも農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件である、全ての農用地を効率的に耕作すること、農作業に常時従事すること、農用地利用集積計画の内容が基本構想に適合するものであること。の要件を満たしていると考えます。</p> <p>以上について、ご審議よろしくお願ひします。</p>
議 長	<p>ただ今、事務局より説明がございましたが、慣例により各町でご協議いただくこととします。また、協議の際、議事参与の制限に該当する申請番号17番から申請番号22番の案件がございますので、協議の際にご配慮ください。</p> <p>14時20分まで、暫時休憩とします。ご協議をお願いします。</p> <p>・・・（休憩）・・・（協議：〇〇町、〇〇町、〇〇町、〇〇町）</p>
議 長	<p>会議を再開します。</p> <p>先ほど休憩中にご協議いただいた結果を各町より発表していただきます。</p>
議 長	<p>最初に、議事参与の制限に該当する申請番号17番から申請番号22番を除く案件について各町より発表していただきます。〇〇町より順次発表願ひます。</p>
10番	<p>はい。</p>
議 長	<p>はい、どうぞ。</p>
10番	<p>10番〇〇です。〇〇町は、申請番号1番2番ともに再設定ということで、妥当と判断いたしましたのでよろしくお願ひします。</p>
議 長	<p>次に、〇〇町お願ひします。</p>
16番	<p>はい。16番〇〇です。〇〇町は13件ですが、新しく4つほどありますが、法人が引き受けるということでございます、あとは再設定ということで、妥当と判断いたしましたのでよろしくお願ひします。</p>
議 長	<p>次に、〇〇町お願ひします。</p>
15番	<p>はい。15番〇〇です。〇〇町は、17番から22番を除く申請であります、再設定が2件、新規が6件であります、新規の方の6件は、当地区におられました認定農業者の方々が亡くなられ、そのあとを受けて引き続きやられるということで、2月から専業農家としてやられますので、妥当と判断いたしましたのでよろしくお願ひします。</p>
議 長	<p>次に、〇〇町お願ひします。</p>
1番	<p>はい。1番〇〇です。〇〇町は、新規で1件判断いたしましたのでよろしくお願ひします。</p>
議 長	<p>ただ今、各町から発表のとおり、すべて許可妥当ということですが、質疑はございませんか。</p>

発信者	議 事 録 要 旨
議 長	(無しの声あり) 無いようですので、質疑を終わります。次に討論を行います。討論はございませんか。
議 長	(無しの声あり) 討論を終わります。お諮りいたします。議第211号農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について、申請番号17番から申請番号22番を除く案件については、申請のとおり全て妥当として市長に報告することにご異議ございませんか。
議 長	(無しの声あり) 異議なしと認めます。よって、議第211号農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について、申請番号17番から申請番号22番を除く案件については、申請のとおり全て妥当として、市長に報告することに決定いたしました。
議 長	それでは次に、議事参与の制限に該当する申請番号17番から申請番号22番の案件についてのみ審議いたします。雲南市農業委員会会議規則第10条議事参与の制限により、15番〇〇委員には、ご退席願います。
議 長	(〇〇委員 退席) それでは、申請番号17番から申請番号22番の案件について、先ほどご協議いただいた結果を〇〇町より発表していただきます。
9 番	はい。9番〇〇です。申請番号17番から22番まで、再設定が4件、新規が2件ございます。妥当と判断いたしましたのでよろしく願います。
議 長	ただ今協議結果について発表いただきましたが、質疑はございませんか。
議 長	(無しの声あり) 無いようですので、質疑を終わります。次に討論を行います。討論はございませんか。
議 長	(無しの声あり) 討論を終わります。お諮りいたします。議第211号農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について、申請番号17番から申請番号22番の案件については、申請のとおり妥当として市長に報告することにご異議ございませんか。
議 長	(無しの声あり) 異議なしと認めます。よって、議第211号農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について、申請番号17番から申請番号22番の案件については、申請のとおり妥当として、市長に報告することに決定いたしました。
議 長	15番〇〇委員にはご着席願います。
議 長	(〇〇委員 着席)
議 長	次に、議第212号地籍調査による登記簿上の地目が農地である土地の地目認定に対する意見具申についてを議題とします。国土調査課より説明を求めます。
国土調 査課	失礼します。国土調査課の〇〇です。よろしく願います。 議第212号地籍調査による登記簿上の地目が農地である土地の地目認定に対する意見具申について説明します。議案書は、39ページからとなります。
	今回の対象地区は事業計画区域名〇〇町〇〇地区〇〇3-1工区について願います。対象地区の説明に入る前に本日お配りしております別添資料をご覧ください。

発信者	議 事 録 要 旨
国土調査課	<p>初めに現在の地籍調査の進捗状況及び概況について説明します。現在、地籍調査を実施しているのは、〇〇町と〇〇町の2町にて実施しています。</p> <p>〇〇町の進捗率は約95%、〇〇町においては約64%であり、雲南市全体として約93%の進捗率となっています。これは平成31年4月現在の数値となります。</p> <p>また、参考として全国と島根県の進捗状況ですが、全国が約52%、島根県が約51%となっています。</p> <p>それでは今回お諮りする〇〇3-1工区について説明します。</p> <p>資料の47ページをご覧ください。〇〇3-1工区の実施区域図となります。</p> <p>赤線で囲んだ箇所が今回の調査実施区域です。位置的には、東は〇〇市に近接し、西は、〇〇農道に隣接し、南は、県道〇〇〇〇〇線に隣接、北は〇〇方面となっています。調査実施面積は2.05km²を実施しています。</p> <p>次に議案書の40ページの地目変更一覧表をご覧ください。</p> <p>まず、1番目の農地を非農地とする土地についてですが、調査前の地目について、田が154筆、畑が145筆、合計299筆でした。対して調査後についてですが、田から他の地目として調査した内訳です。宅地が5筆、山林が16筆、原野が51筆、雑種地が9筆、公衆用道路が4筆、小計85筆となっています。</p> <p>次に畑の内訳です。宅地が3筆、山林が56筆、原野が37筆、雑種地が17筆、公衆用道路が1筆、小計114筆となり、調査後の田及び畑について他の地目となった筆の合計が199筆となっています。調査後の筆数については、調査による一部地目変更により複数の地目が変わった場合は、それぞれ調査後の地目の筆数に数えています。</p> <p>続いて2番目の地目別筆数面積変動表についてですが、まず田については調査前の筆数は154筆、面積については6.64haありましたが、調査後につきましては、筆数が21筆、面積が2.66haと変動しています。畑につきましては調査前の筆数は145筆で、面積については2.14haありましたが、調査後につきましては筆数が24筆、面積が2.01haと変動しています。</p> <p>筆数の変動については、合筆、地目変更により変わってきており、面積については、地目変更による筆数の減により面積変動が生じる要因となっています。また調査前の面積は登記簿の面積であり、調査後については現代の測量技術にて現地を実測した面積です。</p> <p>次に議案書の41ページをご覧ください。地目別筆数面積変動表等調書ですが、農地以外の地目についても調査前後の筆数・面積を載せております。詳細な説明については割愛させていただきますのでご覧いただきますよう、宜しくお願い致します。以上、〇〇3-1工区について報告とさせていただきます。</p> <p>続きまして、〇〇町〇〇2工区についてご説明します。国土調査課の〇〇と申します。よろしく申し上げます。</p> <p>実施区域ですが、48ページの議第212号図面をご覧ください。</p> <p>北は〇〇〇川、東は〇〇川と主要地方道〇〇〇〇〇線、南は〇〇、〇〇方面、西は〇〇〇川と〇〇広域農道に囲まれた区域となり、約1.23km²の面積になります。</p> <p>続きまして、総会資料42ページの地目変更一覧表 をご覧ください。</p> <p>1番目の農地を非農地とする土地について、調査前の筆数は、田が49筆で、畑が13筆です。調査の結果についてですが、田から、宅地が1筆、山林が34筆、原野が9筆、</p>

発信者	議 事 録 要 旨
国土調査課	<p>水道用地が1筆となりました。</p> <p>畑から、宅地が1筆、山林が9筆、原野が1筆、公衆用道路が1筆となりました。</p> <p>2番目の地目別筆数面積変動表についてですが、調査前の田の筆数49筆、面積2.49haが、調査後0筆、面積は0ha。また、調査前の畑の筆数13筆、面積1.03haが、調査後に0筆、面積0haとなっております。</p> <p>43ページの地目別筆数面積変動表等調書をご覧くださいませようお願いします。以上で説明を終わります。</p> <p>続きまして、〇〇町〇〇6工区についてご説明します。国土調査課の〇〇と申します。よろしく申し上げます。</p> <p>実施区域ですが、49ページの議第212号図面をご覧ください。</p> <p>西は主要地方道〇〇〇〇〇線、北は市道〇〇〇〇線、東は〇〇〇堺と〇〇〇川に囲まれた区域となり、約1.07km²の面積になります。</p> <p>続きまして、総会資料44ページの地目変更一覧表をご覧ください。</p> <p>1番目の農地を非農地とする土地について、調査前の筆数は、田が44筆で、畑が17筆です。調査の結果についてですが、田から、山林が37筆、小計37筆となりました。</p> <p>畑から、山林が13筆、小計13筆となりました。</p> <p>2番目の地目別筆数面積変動表についてですが、調査前の田の筆数44筆、面積1.34haが、調査後0筆、面積は0ha。また、調査前の畑の筆数17筆、面積0.18haが、調査後に0筆、面積0haとなっております。</p> <p>45ページの地目別筆数面積変動表等調書をご覧くださいませようお願いします。以上で説明を終わります。</p>
議 長	ただ今、国土調査課より説明がありましたが、質疑はございませんか。
18番	はい。
議 長	はいどうぞ。
18番	18番〇〇です。調査後が0となっているということは、全部荒れてしまっているということですか。
国土調査課	失礼します。〇〇6工区につきましては、調査後が0となっておりますので、全て元々登記地目が田んぼ畑のものが現況が山林に変わっているということで、山林に地目認定しておりますので、すべて全部変わっています。
18番	ということは、田とか畑の原形はなくなったということですね。農地というのは。
国土調査課	そうですね。畔とかそういった復旧が困難であるというか身の丈以上の竹木が現地には生育されている状態でございます。
18番	農業委員会では、昨年ぐらいから非農地化ということで荒れたところを農地台帳から落とす作業をずっとやってきているところだが、今度登記される時は、こっちの方でそういうことをされますだけんね。
国土調査課	そうですね、来年度末には法務局へ送付予定となっておりますので、これにより、地目の方が畑なら山林の方へ地目変更となります。
18番	〇〇町の方は、以前に終わっており、荒れてしまっており、地籍調査をもう一回やってもらえれば、われわれがやらなくて済むような気がします、そういう考えはないか。
国土調査課	坂本2工区についても調査前から調査後まですべて0となっております、現況地目を

発信者	議 事 録 要 旨
査課	<p>判定することとしており、山林とかそういうものに代わっています。</p> <p>さきほど、〇〇町を再度調査する気はないのかということですが、まず雲南市は全地区完了しておりませんで、地籍調査は国と県の補助金と市の負担分として、国と県75%、残り市が25%を予算化してやっている事業でございます、まず100%を目指して早期完了を目指してその後の話になろうかと思われま。</p>
18番 議長	<p>わかりました。</p> <p>他に質疑はございませんか。</p> <p>(無しの声あり)</p>
議長	<p>無いようですので、質疑を終わります。次に討論を行います。討論はございませんか。</p> <p>(無しの声あり)</p>
議長	<p>討論を終わります。お諮りいたします。議第212号地籍調査による登記簿上の地目が農地である土地の地目認定に対する意見具申については、提案のとおり了承として市長に報告することにご異議ございませんか。</p> <p>(無しの声あり)</p>
議長	<p>異議なしと認めます。よって、議第212号地籍調査による登記簿上の地目が農地である土地の地目認定に対する意見具申については、提案のとおり了承として市長に報告することに決定いたしました。</p>
議長	<p>次に、議第213号雲南市農業委員会の委員の選任に関する規則の一部を改正する規則についてを議題とします。事務局より説明を求めます。</p>
事務局	<p>議案書46ページ、議第213号雲南市農業委員会の委員の選任に関する規則の一部を改正する規則について説明をいたします。47ページが改正文を載せておりますが、新旧対照表の方がわかりやすいですので、48ページをご覧ください。</p> <p>今回の改正箇所ではありますが、12月に開催しました第30回総会の際にも若干説明をしてはおりますが、本日改めて説明いたします。</p> <p>初めに、様式第1号でございますが、49ページの下段に下線を引いております条文を今回改めることとしております。</p> <p>これは、推薦を受ける者が同意するにあたり、現行では、農業委員の推薦を受けることの同意と、推薦申込書に記載の住所・電話番号以外の情報を雲南市ホームページ上で公表されることの同意の2点の同意しかございませんでしたが、改正後は、この2点の同意の他に、この申込書に記入された内容や資格の有無について、事務局側では確認を行う必要がありますので、必要に応じて関係機関に調査することが義務づけられていることから、この調査について同意します。という文言を追加させていただいたところです。</p> <p>なお、3年前は、この文言が記載されていなかったことから、関係機関に対しては、法令の条文を示しながらの調査でありましたが、今回、この改正により、文言規定の整備を図ったところでございます。</p> <p>次に、様式第2号は、52ページの上段の下線を引いておりますが、様式第1号と考え方は同じでございます。</p> <p>次に、様式第3号は、個人の応募申込書であることから、53ページの下段の下線のとおり書き方は若干異なりますが、主とする内容は、様式第1号及び様式第2号と考え方は</p>

発信者	議 事 録 要 旨
事務局	<p>同じでございます。</p> <p>本日、決定していただければ、本日付けで公布及び施行とし、早速、新しい様式として、市報やホームページに掲載し、また、各総合センター・交流センターへは新しい様式を送付なり配布なりをしたいと思っておりますので、ご審議についてよろしくお願ひします。</p>
議 長	<p>ただ今、事務局より説明がありましたが、質疑はございませんか。</p> <p>(無しの声あり)</p>
議 長	<p>無いようですので、質疑を終わります。次に討論を行います。討論はございませんか。</p> <p>(無しの声あり)</p>
議 長	<p>討論を終わります。お諮りいたします。議第 2 1 3 号雲南市農業委員会の委員の選任に関する規則の一部を改正する規則については、提案のとおり制定することにご異議ございませんか。</p> <p>(無しの声あり)</p>
議 長	<p>異議なしと認めます。よって、議第 2 1 3 号雲南市農業委員会の委員の選任に関する規則の一部を改正する規則については、提案のとおり制定することに決定いたしました。</p>
議 長	<p>次に、議第 2 1 4 号雲南市農業委員会の農地利用最適化推進委員の選任に関する規則の一部を改正する規則についてを議題とします。事務局より説明を求めます。</p>
事務局	<p>議案書 5 4 ページ、議第 2 1 4 号雲南市農業委員会の農地利用最適化推進委員の選任に関する規則の一部を改正する規則について説明をいたします。</p> <p>5 5 ページが改正文を載せており、5 6 ページから新旧対照表ですので、ご覧ください。この推進委員の改正箇所につきましても、先ほどの議第 2 1 3 号雲南市農業委員会の委員の選任に関する規則の一部を改正する規則において説明いたしました、様式第 1 号、様式第 2 号及び様式第 3 号と考え方は全て同じでございますので、説明は省略したいと思いますのでよろしくお願ひします。</p> <p>また、今後のスケジュールにつきましても先ほど同様に進めさせていただきたいと思っておりますので、ご審議についてよろしくお願ひします。</p>
議 長	<p>ただ今、事務局より説明がありましたが、質疑はございませんか。</p> <p>(無しの声あり)</p>
議 長	<p>無いようですので、質疑を終わります。次に討論を行います。討論はございませんか。</p> <p>(無しの声あり)</p>
議 長	<p>討論を終わります。お諮りいたします。議第 2 1 4 号雲南市農業委員会の農地利用最適化推進委員の選任に関する規則の一部を改正する規則については、提案のとおり制定することにご異議ございませんか。</p> <p>(無しの声あり)</p>
議 長	<p>異議なしと認めます。よって、議第 2 1 4 号雲南市農業委員会の農地利用最適化推進委員の選任に関する規則の一部を改正する規則については、提案のとおり制定することに決定いたしました。</p>
議 長	<p>次に、議第 2 1 5 号農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議（案）についてを議題とします。事務局より説明を求めます。</p>
事務局	<p>それでは、議案書 6 1 ページをご覧ください。議第 2 1 5 号農業委員会の法令遵守の申</p>

発信者	議 事 録 要 旨
<p data-bbox="212 1037 300 1070">議 長</p> <p data-bbox="212 1227 300 1261">1 8 番</p> <p data-bbox="212 1989 300 2022">議 長</p>	<p data-bbox="336 174 1390 208">し合わせ決議（案）について、説明いたしますので、62ページをお開きください。</p> <p data-bbox="336 226 1473 349">この決議案につきましては、全国農業委員会ネットワーク機構と一般社団法人全国農業会議所会長名で、昨年末に島根県農業会議経由で、県下全ての農業委員会会長あてに送付され、お願いされたものでございます。</p> <p data-bbox="336 367 1473 544">その内容及び経緯につきましては、既にご承知の委員さんもいらっしゃるかもしれませんが、昨年10月に、ある農業委員会の会長が農地法違反と収賄の疑いにより逮捕されたことにより、農業委員会の農地法違反等に関する不祥事は、過去1年の間に4件となり、農林水産省より2回の綱紀粛清の通知が発出されたところです。</p> <p data-bbox="336 562 1473 640">こういった不祥事につきましては、国民の信頼を大きく傷つけるものであり、その影響は計り知れないところであると思われまます。</p> <p data-bbox="336 658 1473 1021">行政委員会である農業委員会は、法令遵守による公正・公平な職務執行、とりわけ農地制度の適正執行に努めなければならないとされておりますが、こういったことを踏まえまして、昨年11月28日に東京で開催された、令和元年度全国農業委員会会長代表者集会において、農業委員会の委員等の綱紀保持に関する申し合わせを満場一致で決議されたことを受けまして、雲南市農業委員会といたしましても、本決議の主旨に賛同する観点から、62ページの農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議（案）のとおり、組織一丸で取り組むことをここに申し合わせ、決議したいと思っておりますので、委員各位のご理解のほどをよろしくお願ひします。</p> <p data-bbox="336 1039 1249 1072">ただ今、事務局より、申し合わせ決議（案）の主旨説明がありました。</p> <p data-bbox="336 1090 1473 1214">つきましては、本日の総会におきまして、会長職務代理より、農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議（案）を読み上げていただきまして、採択を得たいと思っておりますので、〇〇会長職務代理、よろしくお願ひします。</p> <p data-bbox="336 1232 1473 1310">18番〇〇です。ご指名でございますので、農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議（案）を読み上げ、皆さんのご賛同を得たいと思ひます。</p> <p data-bbox="336 1328 940 1361">農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議（案）</p> <p data-bbox="336 1379 1473 1644">私たち農業委員、農地利用最適化推進委員は、農業者の公的な代表機関である農業委員会組織の一員として、法令に則り適正に農地制度を運用し、農地利用の最適化を実現する責務を負っている。特に、農地制度に基づく許認可に係る事務については、個人情報に接することも多く、公平・公正な運用はもちろんのこと、個人情報保護も徹底しなければならない。私たち農業委員、農地利用最適化推進委員は、高い倫理観を持ち、法令遵守を徹底するため、下記事項についてここに申し合わせ、決議する。</p> <ol data-bbox="336 1662 1473 1883" style="list-style-type: none"> 1. 農業委員会が担っている職務と責任を改めて自覚し、法令に則り適正に農地制度を運用すること。特に、農業委員会法第31条の議事参与の制限、同第33条の議事録の公表を適切に実施して、農業委員会の議事の公正さを確保すること。 2. 農業委員、農地利用最適化推進委員としての高い倫理観を維持し、法令遵守を徹底するための研修等を実施すること。 <p data-bbox="336 1901 845 1935">令和2年1月23日雲南市農業委員会</p> <p data-bbox="336 1953 855 1986">以上ですので、よろしくお願ひします。</p> <p data-bbox="336 2004 1473 2074">ただ今、〇〇会長職務代理より、農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議（案）を読み上げていただきましたが、この決議案に、ご意見などはございませんか。</p>

発信者	議 事 録 要 旨
議 長	(無しの声あり) 無いようですので、終わります。お諮りいたします。議第215号農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議(案)については、提案のとおり採択することにご異議ございませんか。
議 長	(無しの声あり) 異議なしと認めます。よって、議第215号農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議(案)については、提案のとおり採択することに決定いたしました。それでは、案を削っていただきたいと思えます。なお、決議した内容等につきましては、後日、島根県農業会議へ報告いたします。また、総会議事録へも残ることとなりますので、広く市民の方に周知できるものと思っております。ご協力ありがとうございました。
議 長	以上で、本日の議事日程は全て終了しました。閉会といたします。
事務局	ご起立ください。一同ご礼。ご着席ください。(14:55終了)

9. その他事項等

<p>○その他事項について</p> <p>(1) 雲南市農業委員会の委員募集要項について</p> <p>(2) 雲南市農業委員会の農地利用最適化推進委員募集要項について</p> <p>(3) 農地の賃借料情報提供について</p> <p>(4) 令和元年度(12月末現在)の非農地通知承認の状況について</p> <p>(5) 令和元年度農業委員会意見交換会経費の精算について</p> <p>(6) 第3回農業委員、農地利用最適化推進委員合同会議について (人・農地プラン、農業振興地域整備計画他)</p> <p>① 2月12日(水) 14時～ 掛合交流センター(吉田町・掛合町の委員)</p> <p>② 2月13日(木) 18時30分～ 市役所201会議室～203会議室 (加茂町・木次町・三刀屋町の委員)</p> <p>③ 2月17日(月) 18時30分～ 大東地域交流センター(大東町の委員)</p> <p>(7) その他</p> <p>○第32回総会開催日程等について</p> <p>(1) 日 時：令和2年2月20日(木) 午後1時30分</p> <p>(2) 場 所：市役所3階・301会議室</p>
--

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和 年 月 日

議 長 _____

署名委員 _____

署名委員 _____